

大阪市の公報

発行所
大阪市の役所
大阪市の北区中之島1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

告示

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 2
- 特定計量器の定期検査…………… 4
- 平成2年大阪市の告示第472号（消費者保護条例に基づく不当な
取引行為の指定）の一部改正…………… 4
- 総合評価一般競争入札の執行（淀川左岸線（2期）トンネル整
備工事-1）…………… 5
- 一般競争入札の執行（大阪市の立扇町総合高等学校教育支援シ
テム用コンピュータ機器一式）…………… 13
- 一般競争入札の執行（舞洲スラッジセンターで使用する都市ガ
ス等）…………… 16
- 落札者等の公示…………… 18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定…………… 19
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定…………… 20
- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている
区域の全部の指定解除…………… 20
- 放置自動車の処理…………… 21
- 道路法違反物件の除却…………… 21
- 大阪市の収納代理金融機関及び大阪市の収納取扱金融機関の店舗の
指定取消し…………… 22
- 大阪市の収納代理金融機関及び大阪市の収納取扱金融機関の店舗の
指定取消し…………… 22
- 大阪市の収納代理金融機関及び大阪市の収納取扱金融機関の店舗の
所在地変更…………… 22
- 大阪市の収納代理金融機関及び大阪市の収納取扱金融機関の店舗の
所在地変更…………… 23

○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の
名称変更 23

○大阪市立旭区民センターの供用時間の変更の承認 24

○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定 24

○住民監査請求に対する監査結果の公表 25

公 告

○一般競争入札の執行（全身用X線コンピュータ断層撮影装置の
売払い） 47

正 誤

○大阪市公報第5886号（平成30年 9 月21日発行分）の正誤表 50

告 示

大阪市告示第1304号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を行ったので、第49条の4第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年10月 5 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施 設 名	所 在 地
M'S TEMMA	北区天満3丁目1番8号

〔以上、平成30年8月22日指定〕

2 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施 設 名	所 在 地
キコーナ市岡店	港区市岡2丁目5番10号

〔以上、平成30年7月27日指定〕

（危機管理室危機管理課）



大阪市告示第1305号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法

第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平野

大阪市平野区平野北1丁目8番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1

(3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1

(変更後) イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1

(4) 変更年月日

平成30年5月28日

2 届出年月日

平成30年9月18日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成30年10月5日(金)から平成31年2月5日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年2月5日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1306号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成30年

西 区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
11月7日	水	堀江中学校	南堀江3丁目5番7号
11月8日	木	西船場小学校	江戸堀1丁目21番28号
11月12日	月	九条北小学校	九条南4丁目7番38号
11月13日	火	西中学校	千代崎3丁目1番43号
11月20日	火	明治小学校	阿波座2丁目3番35号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日まで大阪港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

（経済戦略局計量検査所）

大阪市告示第1307号

平成2年大阪市告示第472号（消費者保護条例に基づく不当な取引行為の指定）の一部を次のように改正し、平成30年10月5日から施行する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

第1項第12号中「契約を締結する意思がない旨を表示している消費者」を「契約を締結する意思がない旨の表示をしている消費者」に改め、「早朝又は深夜等に電気通信手段を用いて、又は訪問をするなどの迷惑を覚えさせるような方法で、」を「電話をかけ、訪問し、又は迷惑を覚えさせるような方法により、」に改める。

第1項第22号中「前21号」を「前各号」に改め、同号を同項第26号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (23) 物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が、訪問購入をしようとするときに、その勧誘に先立って、消費者に対し、当該購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしない行為
- (24) 購入業者が、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘し、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為
- (25) 購入業者が、訪問購入をしようとするときに、その勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘する行為

第1項中第21号を同項第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項中第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 消費者（契約の締結の勧誘又は契約の締結を要請した者を除く。）に対し、早朝、深夜等に、電気通信手段を用い、訪問する等の方法により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第2項第10号及び第3項第10号中「前9号」を「前各号」に改める。

第4項第6号中「前5号」を「前各号」に改める。

（大阪市消費者センター）

大阪市告示第1308号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

1 担当

- (1) 入札担当 大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
電話：06-6484-7930
- (2) 契約担当 大阪市建設局総務部経理課
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
電話：06-6615-7540
- (3) 設計担当 大阪市建設局淀川左岸線2期建設事務所設計課
〒535-0005 大阪市福島区野田6丁目2番16号
電話：06-6466-2183
- (4) 技術資料の受付 大阪市建設局企画部工務課工事監理担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC
ビルITM棟6階
電話：06-6615-6664

2 工事の概要

(1) 工事名称

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事-1

(2) 事業場所

福島区海老江3丁目～6丁目

(3) 工期

契約締結日から平成36年3月29日まで

(4) 工事概要

淀川左岸線（2期）は、此花区高見から北区豊崎までの自動車専用道であり、淀川堤防と一体構造となるトンネル構造物を開削工法にて整備するものである。

本発注は、淀川左岸線（2期）事業の国道2号からJR神戸線までの事業区間約800mのうち、本線躯体としてN0.64+0.0～N0.100+0.0（本線函体延長L=720m）区間を整備するものである。

ア 工事対象施設

淀川左岸線（2期）トンネル

イ 施設規模

設計・施工延長：（本線）720m（ブロック数11ブロック）
（ランプ）85m（ブロック数3ブロック）

(5) 入札方法

大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）又は郵便による。

(6) 発注方式

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）方式とする。

(7) 入札予定価格

事後公表

(8) 低入札価格調査

適用

(9) 議会の議決

要

(10) WTO

適用

(11) 落札方式

本工事は、価格と価格以外の技術提案等の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）である。

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその

資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 経営形態は共同施工方式

イ 共同企業体は、建設業者のみで構成する場合は2～4者、又は建設業者（2～4者）とコンサル業者（1者）で構成する場合は3～5者で、自主結成すること。

ウ 代表者は建設業者とする。

エ 建設業者の最低出資比率は2者の場合30%以上、3者の場合20%以上、4者の場合15%以上とする。

オ 代表者は出資比率が構成員中最大であること。

カ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

キ 工事は監理技術者及び主任技術者を配置できること。

ク 設計業務は管理技術者及び担当技術者を配置できること。

ケ 設計業務の主たる部分（特記仕様書参照）を下請契約とすることは認めないものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件は次のとおりとする。

ア 建設業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の土木一式工事総合評定値が代表者は1200点以上、代表者以外の構成員は1000点以上であること。

なお、入札参加申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。

イ 建設業者は、建設業法に基づく「土木工事業」の特定建設業許可を有すること。

ウ コンサル業者は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「トンネル部門」及び「土質及び基礎部門」に登録を受けていること。

エ 構成員（建設業者）は、次に掲げる条件を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。

(ア) 建設業法第26条第1項又は第2項に基づく技術者を配置できるとし、落札決定日現在で他の工事に従事していないこと。

(イ) 入札参加申請日現在において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、入札参加資格申請書提出時において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。

(ウ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証するものを有する者であること。

オ 構成員（建設業者又はコンサル業者）は、次に掲げる条件を満たす管理技術者及び担当技術者を1名配置できること。

(ア) 直接雇用関係を有していること。

カ 建設業者は、建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。

キ 建設業者は、経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。

ク 建設業者は、キの条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の新規完成工事の年平均が「0」でないこと。

ケ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

コ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと。

サ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

シ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。

ス 入札参加申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税〔普通徴収〕、市・府民税〔特別徴収〕、固定資産税・都市計画税〔土地・家屋〕、固定資産税〔償却資産〕、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金）を完納していること。

セ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

ソ 消費税及び地方消費税を完納していること。

- (3) 本工事に係る支援業務（淀川左岸線（2期）トンネル設計業務）の受注者及び受注者と提携関係にある者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面において関連が無いものであること。

なお、本工事に係る支援業務の受注者及び受注者と提携関係にある者は次のとおりである。

① 株式会社エイト日本技術開発

- (4) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

(7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定にする親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する再生会社をいう。）である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 以下のいずれかに該当する2者の場合

(7) 組合（共同企業体を含む）とその構成員

(イ) 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

(ウ) 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

(エ) 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

(オ) 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

エ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

4 入札説明書の配布

公告日から大阪市電子調達システム及び1(1)の担当で配布する。

なお、1(1)の担当での配布は、平成30年10月22日（月）までとする。

5 入札参加申請書等の提出

公告日から平成30年10月22日（月）午後5時までに電子入札システム及び郵送により行うこと

6 設計図書等の配布

平成30年10月31日（水）に電子入札システム又は郵送により配布する。

7 入札書の提出期間

平成30年12月4日（火）午前9時から同月5日（水）午後5時までに電子入札システムにより提出すること

なお、郵便入札の場合は平成30年12月5日（水）午後5時までに必着すること

8 工事費内訳書の提出

入札にあたっては、工事費内訳書の提出を要する。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時（予定）

平成30年12月6日（木）午前10時

(2) 場所

電子入札システム及び大阪市契約管財局

10 入札の無効

(1) 大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札

(2) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札

(3) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(4) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(5) 提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合

ア 工事名称、共同企業体名称の記載がない。

イ 内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない。

ウ 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる。

エ 商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。

(6) 低入札価格調査適用案件において、次の項目に該当する場合

ア 指定する日時までに低入札価格根拠資料を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札

イ 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札

(7) 開札時から落札決定までの間において、共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合

ア 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

エ 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合

オ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類
の完成工事の年平均が「0」である場合

(8) 3(3)に定める支援業務の受注者と資本面もしくは人事面において関連
がある場合

(9) 3(4)に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入
札

11 落札者の決定方法

ア 総合評価に関する技術資料の評価を行い、価格と価格以外の要素を総
合的かつ適正に評価する。企業や配置予定技術者の施工実績・資格等を
すべて満たしている場合に与える点数を「標準点」とし、技術提案書を
評価することにより得られる点数を「加算点」とする。標準点は100点を
付与し、標準点に加算を加えたものを「技術評価点」とする。

評価は次の計算式に示すとおり「標準点」と「加算点」との合計を入
札価格で除した値である「評価値」をもって行う。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち評価値の最
も高いものを落札候補者とする。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格が低入札基準価格を下回る場合は
低入札価格調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行が
なされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結す
ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不
適当であると認められる時は、その者を落札者とせず、評価値の次に高
い他の者を落札候補者とし、以後、同様の手続きをする。

ウ 同じ評価値の者が2者以上ある場合は、くじへ移行する。くじの日時
及び場所については、1(1)の担当から電話等により指示する。

エ 技術資料の一部でも提出しない場合は、当該入札を無効とする。

オ 企業や配置予定技術者の施工実績・資格、技術的所見等の評価項目に
おいて1項目でも「欠格」に該当した場合には、要件を満たしていない
ものと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札を無効とする。

カ 工事成績評定について、平成28年1月1日から平成29年12月31日ま
での間に本市発注工事の施工実績を有しないものについては欠格としない。

キ 審査の経緯は原則として非公開とする。

なお、審査の過程において、提案内容に対する質問やヒアリングを行
う場合がある。実施する場合のみ該当者に連絡する。これに応じない場
合は当該入札を無効とする。

12 評価結果の公表予定

総合評価落札方式（標準型）により評価した結果については、下記のと
おり公表する。

(1) 公表日（予定）

平成31年1月10日（木）

(2) 場所

大阪市電子調達システムによる。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除（見積もった契約希望金額の100分の3以上）
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）

14 前払金

前払金については公共工事の前払金に関する規則（昭和28年大阪市規則第32号）及び公共工事の前払金取扱要項の取扱いによることとする。

15 契約条項を示す場所

大阪市電子調達システム及び1(2)の担当とする。

16 その他

- (1) この調達については、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) 詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract :
Yodogawa left bank line (the second) tunnel construction work-1
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :
5:00PM, 22 October 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders :
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System :
from 9:00AM, 4 December 2018 to 5:00PM, 5 December 2018
 - ② by post : 5:00PM, 5 December 2018
- (4) A contact point where tender documents are available :
Public Works Contracts Department, Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The city of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL 06-6484-7930

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1309号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項**(1) 長期借入物品及び数量**

大阪市立扇町総合高等学校教育支援システム用コンピュータ機器 一式
(電子入札対象案件)

(2) 借入の特質等 入札説明書による。**(3) 借入期間 平成31年3月1日(金)から平成36年2月29日(木)まで****(4) 借入場所 入札説明書による。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年10月22日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12賃貸:02事務用品賃貸:02情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

こと

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年10月22日（月）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年10月22日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年12月4日（火）から同月5日（水）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成30年12月6日（木）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年12月6日（木）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成30年12月6日（木）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年12月5日（水）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年10月22日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Computer equipment for educational support system Long-term borrowing at Ogimachi Sogo high school 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 22 October 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 4 December 2018 to 5:00PM, 5 December 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 6 December 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 5 December 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-

chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第1310号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局総務部経理課
電話 06-6615-7166

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① 舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス | 3,211,000m ³ |
| ② 平野下水処理場汚泥溶融炉で使用する都市ガス | 1,204,125m ³ |

(2) 調達物件の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ① 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- ② 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

- ① 舞洲スラッジセンター
- ② 平野下水処理場

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市のガス調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13その他代行 26その他」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を契約管財局契約部業務委託グループ（06-6484-7083）にて行い、当該審査を受けること

ただし、平成30年10月22日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (5) 次に掲げるア～ウのいずれかに該当する者であること
 - ア ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス法」という。）第3条の規定に基づき一般ガス事業者として許可を得ている者
 - イ ガス法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者として届出を行っている者又は届出を行い、ガス導管事業者として供給実績を有している者
 - ウ ガス法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者として届出を行っている者又は届出を行い、大口ガス事業者として供給実績を有している者
 - (6) 入札参加申出書受付締切日までに適正な大口供給制度供給条件等を定めていること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所等
建設局ホームページ上、及び契約担当（「1 契約担当」に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成30年10月22日（月）までに無償により交付する。
 - (3) 入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先「1 契約担当」に同じ
 - (4) 入札参加申出書等の受付期間
公示日から平成30年10月22日（月）午後5時までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- 5 入札執行の日時等
- (1) 日時 平成30年12月6日（木） 午後2時
 - (2) 場所 大阪市建設局入札室（「1 契約担当」に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年12月5日（水）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金
免除
 - (2) 契約保証金
要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 契約の締結は、平成31年度予算が発効したときとする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured:
Providing medium-pressure gas of approximately 3,211,000 m³ for facilities inside the Maishima Sludge Center from April 1, 2019 to March 31, 2020
Providing medium-pressure gas of approximately 1,204,125m³ for melting furnace sludge inside the Hirano Sewage Treatment Plant of Osaka City from April 1, 2019 to March 31, 2020
- (2) The closing time and date for the submission of application forms and related documents for the qualification:
5:00PM, October 22, 2018
- (3) The time and date for the submission of tenders:
2:00PM, December 6, 2018
(for tenders submitted by mail, 5:00PM, December 5, 2018)
- (4) Contact point where tender documents are available:
Finance Department, General Affairs Division, Public Works Bureau,
City Of Osaka 2-1-10, Nankou-Kita, Suminoe-ku, Osaka 559-0034, TEL
06-6615-7166

(建設局総務部経理課)

大阪市告示第1311号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階）

①多機能型消防艇「まいしま」 修繕 ②一般 ③平成30年8月1日 ④
サノヤス造船（株） 大阪府大阪市北区中之島3-3-23中之島ダイビル ⑤
36,720,000円 ⑥平成30年6月1日

①圧縮積込式小型ごみ収集車（クリーンディーゼル車）（その2） 製造27
台 ②一般 ③平成30年8月22日 ④大阪日野自動車（株） 大阪府大阪市
西淀川区千舟1-4-45 ⑤230,310,000円 ⑥平成30年6月15日

①住吉第一中学校仮設校舎一式 借入 ②一般 ③平成30年8月22日 ④大
和リース（株） 大阪本店 大阪府大阪市中央区備後町1-5-2大和ハウス
備後町ビル ⑤84,240,000円 ⑥平成30年6月15日

①防犯カメラ（見守りカメラ設置事業用Aブロック）一式 買入 ②一般 ③
平成30年8月24日 ④サンケーシステム（株） 大阪府大阪市中央区玉造1
-21-11 ⑤25,382,592円 ⑥平成30年6月22日

①回転板積込式小型ごみ収集車（クリーンディーゼル車）（その2） 製造
13台 ②一般 ③平成30年8月24日 ④大阪日野自動車（株） 大阪府大
阪市西淀川区千舟1-4-45 ⑤110,214,000円 ⑥平成30年6月15日

①防犯カメラ（見守りカメラ設置事業用Bブロック）一式 買入 ②一般
③平成30年8月29日 ④（株）アイピー総研 大阪府大阪市北区東天満1
-6-6 オーセンビル8階 ⑤21,920,760円 ⑥平成30年6月22日

①スクープエンド型軽四輪ダンプ車（その2） 製造 29台 ②一般 ③平成
30年8月29日 ④西日本三菱自動車販売（株） 大阪営業本部 大阪府大阪
市淀川区新高1-4-10 ⑤80,492,400円 ⑥平成30年6月15日

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第1312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④主たる医師の氏名 ⑤
指定年月日

①松浦診療所 ②港区弁天二丁目1-30 ③腎臓 ④森川 昌平 ⑤平成30年9
月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第1313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村 洋文

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①谷町センター薬局 ②中央区谷町四丁目6-2 谷町ビル 1階 ③調剤 ④
平成30年8月1日

①ひかり薬局 東田辺店 ②東住吉区東田辺二丁目1-2 フローラル東田辺
1階 ③調剤 ④平成30年8月1日

①スマイル薬局 此花店 ②此花区春日出北一丁目2-2 ③調剤 ④平成30
年8月1日

①サンライトなかよし薬局 嶋野店 ②城東区嶋野東一丁目3-8 ハイツ丹
洋 1階 ③調剤 ④平成30年9月1日

①スギ薬局 上本町店 ②天王寺区上本町六丁目7-2 上六三和会館 1階
③調剤 ④平成30年9月1日

①東小橋薬局 ②東成区東小橋一丁目8-9 ③調剤 ④平成30年7月1日

①鈴木薬局 ②城東区中央三丁目1-13 ③調剤 ④平成30年8月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第1314号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成29年大阪市告示第1118号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村 洋文

1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域

大阪市西成区玉出中一丁目36番9

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
 土壤汚染状況調査の追完調査による基準適合の確認

（環境局環境管理部環境管理課）



大阪市告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年10月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ヤマハ 赤色)	都島区大東町1丁目1番先
2	自動二輪車 (ヤマハ 青色)	都島区毛馬町2丁目5番先
3	自動二輪車 (ヤマハ 赤色)	東成区中本2丁目11番先

（建設局総務部路政課）



大阪市告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年10月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件

瓦町鞆線	中央区瓦町4丁目8番先	衣類等
築港深江線	中央区本町橋5番先	台車等

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第1317号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名	所在地	取消日	承継店
グリーン大阪農業協同組合	花園支店	〒578-0924 東大阪市吉田2丁目 1番33号	平成30年 10月29日	英田支店

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1318号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名	所在地	取消日	承継店
大阪シティ信用金庫	中央市場営業部	〒553-0005 大阪市福島区野田2丁目 1番80号	平成30年 11月12日	福島支店

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1319号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭

和27年政令第403号) 第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名	所在地		変更日
但馬銀行	大阪支店	変更前	〒541-0044 大阪府中央区伏見町4丁目 2番14号	平成30年 9月25日
		変更後	〒541-0047 大阪府中央区淡路町3丁目 6番3号	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1320号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名	所在地		変更日
東京スター銀行	難波支店	変更前	〒542-0076 大阪府中央区難波4丁目4番4号 難波御堂筋センタービル9階	平成30年 10月15日
		変更後	〒542-0076 大阪府中央区難波5丁目1番60号 なんばスカイオ2階	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1321号

次の金融機関の店舗について、名称変更の届出があったので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名		所在地	変更日
関西アーバン	変	本店営業部	〒542-8654	平成30年

銀行	变更前		大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4号	10月15日	
	変更後	心齋橋営業部			
	变更前	難波支店	〒556-0011 大阪府浪速区難波中3丁目12番14号		
	変更後	難波南支店			
	变更前	玉出支店	〒557-0045 大阪府西成区玉出西2丁目4番11号		
	変更後	玉出駅前支店			
	变更前	十三支店	〒532-0024 大阪府淀川区十三本町2丁目1番26号		平成30年11月5日
	変更後	十三駅前支店			

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1322号

大阪府立旭区民センターは、大阪府区役所附設会館条例（昭和40年大阪府条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、平成30年10月7日（日）の午後9時30分から同月8日（月）の午前9時30分までの間、供用時間を延長することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文
(旭区役所市民協働課)

大阪市水道局告示第57号

次の金融機関の店舗について、追加指定の届出があったので、地方公営企業法

施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。
 平成30年10月5日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指定開始日
大阪商工信用金庫	京橋支店	大阪市都島区東野田町2丁目4番20号 三井住友銀行京阪京橋ビル	平成30年 12月3日

(水道局総務部経理課)

大阪市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、請求人への通知内容を次のとおり公表する。
 平成30年9月27日

大阪市監査委員 貴 納 順 二
 同 松 井 淑 子
 同 広 田 和 美
 同 加 藤 仁 子

第1 監査の請求

平成30年7月30日付けで次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。
 なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

(1) 請求の要旨

大阪市生野区Aまちづくり協議会に交付された平成29年度補助金1,458,600円のそのうち防犯灯維持管理費と称し422,630円を受給して居りますが、これはAまちづくり協議会B理事長がA連合傘下C町会からD町会に至る各町会が支払済（E、Fは欠落）の電気代領収証を利用した明らかな不当行為であり、詐偽行為にもあたり虚偽報告をし違法である。

入手しましたG町会の決算書からも明らかなように電気代として54,602円が支出されておりますが、Aまちづくり協議会からは1円の還元もありません。

町会が提供した防犯灯電気代金領収証の上部にAまちづくり協議会の印を押印、いかにもAまち協が支払ったように見せかけ生野区まち協に提出、大阪市からの補助金受給の手法として悪用し、昨28年度も全く寸分違わぬ手口で悪を働き行政委員会事務局のお世話になりました。

監査委員におかれては厳正なる監査の上市長に対してAまちづくり協

議会の不当利得の返還請求など必要な措置を講じるよう勧告を求め地方自治法242条1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

第2 監査の結果

上記監査請求について監査を実施し、次のとおり請求人に通知した。

大 監 第 4 4 号

平成30年9月27日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	広 田 和 美
同	加 藤 仁 子

住民監査請求について（通知）

平成30年7月30日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

第1 監査の請求のとおりに

2 請求の受理

本件請求は、平成29年度に生野区がAまちづくり協議会（以下「A協議会」という。）に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうち防犯灯維持管理費54,602円（G町会分）については、町会に配布されておらず、本市に報告されたとおりの補助金充当がなされていないにもかかわらず、本市職員等が補助金の返還を求める等何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたることとなされたものとして、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成29年度に生野区がA協議会に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうち防犯灯維持管理費54,602円（G町会分）に相当する補助金について、本市職員に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成30年8月20日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、J町会会計収支報告書（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のと

おりである。

- ・本日提出した平成29年度J町会の決算書であるが、収入の部にある防犯灯補助金69,220円がA協議会へ寄付として支出されているが、その支出に関してJ町会で町民の合意を求められたことは一切ない。
- ・C町会からD町会まで存在するが、L町会は未だに平成29年度の決算書が発信された痕跡が全くない状態であり、非常にずさんな運営をA協議会がやっているということである。

なお、陳述時の質疑応答において、請求人からの主張について次のようなことを確認した。

- ・A協議会からは防犯灯電気代金について還元されていないし、A協議会への寄付もしていない。G町会は非常にクリーンな決算書だと思っている。
- ・平成25年度から毎年同じことをやっているが、C町会からD町会にかけて、町会長からA協議会が一括で提出させ、領収書の上部にほんの小さな字でA協議会の刻印を押して、いかにもA協議会が電気代を支払ったように装って、その分の電気代を吸い上げているのが事実である。
- ・町会は電気代の領収書をA協議会から提出しろと言われたことに対して、何の違和感も抱いていない。そのことについて町会長から質問があったかどうかについてはいろいろ聞いていたが、一切ないとのことであった。
- ・過去に連合の会議に参加していた者によると、誰ひとり発言せず終わっていたとのことであった。このようなことを当たり前と思っている。
- ・連合町会長と会計担当者が常に飽とムチを使い分けて運営している。
- ・平成25年度から毎年50万円近い金を行方不明にしている。そういうずさんなA協議会である。
- ・領収書は、町会が提出した時点ではA協議会の刻印はされていない。私が町会の会計をしていた際に連長から領収書を出せと言われて出した記憶はあるが、当時はA協議会という組織はなかったので判を押した覚えはない。
- ・J町会会計収支報告書については、回覧板が回ってきた際にコピーをしたものである。
- ・過去にJ町会の会計をしていた時、その領収書を前任者から連合の方に提出してくれと言われ、何にするのかと聞いたところ、「市バスの無料チケットが返ってくる」と聞いた。そのように思って当時は領収書を出していた。
- ・A協議会が支払ったように装って補助金を受け取っている。
- ・これは個々人のお金ではなく公金である。
- ・区内の他の連合に補助金の使い方を聞いたことがあるが、ひとつの町会はお年寄向けのイベントを開催し使用しており、もうひとつの町会は全額ではないがある部分については町会へ返金しているとのことであった。
- ・まともに運営しているところが大半であるが、このA協議会はそのよう

になっていない。

- ・住民に還元されずに理事長と副理事長の個人の懐に入っている。
- ・昨年 of 監査請求でA協議会が補助金の返還を行っているが、返還のお金は負の連鎖で平成29年度のお金から流用して返還している。

3 監査対象区の陳述（6頁に詳述）

生野区を監査対象区とし、平成30年8月20日に生野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象区に対する調査（7頁に詳述）

平成30年9月6日、同年同月12日及び同年同月13日に、行政委員会事務局職員が生野区役所に赴くなどして、関係書類の調査及び生野区職員から聴き取りを行った。

5 関係人調査（9頁に詳述）

平成30年9月12日に、生野区役所において行政委員会事務局職員が、関係人調査としてA協議会から聴き取り等の調査や関係書類の調査を行った。

なお、G町会に対しても関係人調査への協力を依頼したが、応じられなかった。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

(1) 地域活動協議会

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第2条第1項には、地域活動協議会（以下「地活協」という。）とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

地活協の設立後、それまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなり、生野区は、補助金の交付について必要な事項を定めた生野区地域活動協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を制定した。なお、生野区では、地活協をまちづくり協議会と呼んでいる。

今回の監査の対象となったA協議会は、G町会を含む地域振興会（連合振興町会）などの13団体から構成されている。

(2) 補助金

ア 補助金交付申請、交付決定

A協議会は、平成29年2月10日、本市に対して生野区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出するとともに、概算払による支払を請求した。

本市は、同年4月20日、上記申請があった地域活動協議会補助金について交付決定を行うとともに、概算払の必要性を認め、同年5月10日、A協議会に対して補助金1,458,600円を概算払により交付した。

イ 実績報告、確定

A協議会は、本市に対して、平成30年3月31日付けで生野区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して本市は、交付すべき補助金額を1,458,600円と確定して、平成30年4月18日、その旨をA協議会に通知し、同年4月19日、区出納員に対して精算報告を行った。

ウ 実績報告の内容

平成29年度収支決算書、平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書及び補助金対象額の内訳一覧には、防犯灯維持管理に係る事業の決算額等が記載されており、その内容は表-1、表-2及び表-3のとおりである。なお、表-1、表-2及び表-3は、生野区に提出された補助金実績報告書の添付書類から転載している。

表-1 平成29年度収支決算書

(単位：円)

収入			
項目	決算額	備考	
地域活動協議会補助金	1,458,600		
ふれあい喫茶売上	123,950		
百歳体操売上	105,000		
寄付金	633,730	連合振興町会他	
前年度繰越金	266,980		
利息	2		
合計	2,588,262		
支出			
事業名	決算額 (事業費総額)	うち補助金対象額	補助金充当額
防犯灯維持管理	622,665	516,358	422,630
防災訓練	44,776	44,776	40,000
歳末夜警	0	0	0
子育てサロン	69,600	69,600	50,000
ふれあい喫茶	183,651	181,901	150,000

ミニデイサービス	252,368	237,432	180,000
ラジオ体操	21,654	14,154	10,000
環境美化	6,289	4,289	4,000
餅つき大会	143,447	142,417	100,000
プールカーニバル	96,563	94,453	80,000
百歳体操	137,310	137,310	42,170
Bブロック事業分 担金	4,034	0	0
その他支出	372,047	0	0
活動費小計	1,954,404	1,442,690	1,078,800
運営経費	408,015	390,715	379,800
合計	2,362,419	1,833,405	1,458,600

表-2 平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書

事業名：防犯灯維持管理

支出

(単位：円)

項目	決算額 (事業費総額)	うち補助金 対象額	補助金 充当額	積算
電気代	622,665	516,358	422,630	平成29年度分

表-3 補助金対象額の内訳一覧

(単位：円)

	C 町 会	H 町 会	E 町 会	I 町 会	J 町 会	K 町 会	L 町 会	F 町 会	G 町 会	D 町 会	合 計
4月	14,731	4,849		1,720	5,687	3,127	7,598		4,432		42,144
5月	15,400			1,805	5,941	3,275	7,946		4,627		38,994
6月	15,622	5,143		1,830	5,931	3,324	8,062		4,690		44,602
7月	15,567	5,126		1,830	5,912	3,313	8,033		4,675		44,456
8月	15,623	5,070		1,805	5,873	3,288	7,946		4,627		44,232
9月	15,010	4,941		1,755	5,704	3,119	7,743		4,513		42,785
10月	15,065	4,815		1,755	5,723	2,913	7,772		4,528		42,571
11月	15,009	4,672		1,745	5,702	2,793	7,743		4,512		42,176
12月	14,953	4,655		1,740	5,681	2,783	7,714		4,495		42,021
1月	14,953	4,655		1,740	5,681	2,783	7,714		4,495		42,021
2月	14,953	4,655		1,740	5,681	2,783	7,714		4,495	3,067	45,088

3月	15,010	4,674		1,750	5,704	2,795	7,743		4,513	3,079	45,268
計	181,896	53,255		21,215	69,220	36,296	93,728		54,602	6,146	516,358

また、補助金実績報告書の添付書類として提出されたA協議会あての「電気料金領収済のお知らせ」の写しに記載された領収金額は、上記の表-3の金額と一致している。

2 監査対象区の陳述

(1) 陳述

- ・地域活動協議会補助金は、おおむね小学校区の範囲で地域の様々な団体により組織された地活協において、それぞれの地域課題に応じた自主的な活動を推進するための財政的支援として創設された制度である。
- ・平成29年度にA協議会に交付された地域活動協議会補助金は、平成29年2月10日に年間の事業計画に基づく補助金申請を受け、区においてその内容が法令等に違反していないか、活動の目的、内容等が適正であるかなどの審査を行い、平成29年4月20日付で1,458,600円の交付決定を行い、平成29年5月10日に概算払いにより交付した。
- ・また、補助事業の完了に伴い、平成30年3月31日に補助金実績報告書の提出を受け、当区において報告書等の書類と経費に係る領収書等根拠資料の審査を行い、当該補助金が適正に執行されていることを確認の上、平成30年4月18日付で補助金額の確定、精算処理を行っている。
- ・なお、A協議会が実施した防犯灯維持管理費の事業費総額は622,665円で、そのうち422,630円の補助金が充当されている。精算時の確認において、防犯灯電気代に関しては、A協議会宛ての領収書の原本を確認したことによって、区として当該補助金が適正に執行されていると判断した。
- ・しかしながら、本件住民監査請求に係る関係書類の提示について依頼を受け、さらなる調査が必要と考え、平成30年7月31日にA協議会の事務所に立ち入り、関係資料の検査を行った。
- ・検査の結果、G町会の54,602円を含む、総額422,630円を、各町会が防犯灯維持管理に係る補助金として受け取っている受領証明書を確認した。
- ・また、A協議会の会計帳簿において、防犯灯維持管理費として622,665円を支出していることが確認できた。
- ・以上により、防犯灯維持管理に充当している補助金422,630円は適正に執行されていることが確認できた。
- ・今後も、適正な事務処理を徹底するため、地域活動協議会理事会や事務局会議へ中間支援組織とともに地域へ出向き、寄り添いながら会話を重ね、適宜、指導を行い、会計事務をはじめとした、協議会運営の支援に努めてまいります。

3 監査対象区に対する調査

平成30年9月6日、同年同月12日及び同年同月13日に行政委員会事務局職員が、生野区に確認した内容及び生野区から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 補助対象となる防犯灯電気代

交付要綱第2条第1項及び第2項には、補助の対象となる活動及び活動費補助金の対象となる経費が規定されており、防犯灯電気代は、防犯・防災に関する活動及び光熱水費に当たるため、生野区は補助対象として認めている。

(2) 補助金額の確定に当たり生野区が確認した事項

生野区は、A協議会から提出された実績報告書と添付書類の確認を行っている。実績報告書とともに提出された添付書類は次のとおりである。

- ・平成29年度収支決算書（全体）
- ・平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書（事業別）
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・補助事業に係る現場写真・ポスター・プログラム
- ・地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿等

生野区は、A協議会から提出された事業別の決算書と領収書の写しとの照合を行うとともに、A協議会から提出時に領収書の原本の提示を受け、写しとの照合を行っている。また、提出された補助事業に係る現場写真等により事業の実施について確認している。

生野区はこれらの確認により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めている。

(3) 本件請求後に生野区が確認した事項

本件請求後、生野区は、A協議会に対して、G町会との防犯灯維持管理費に係る補助金の取扱に関する資料の提出を依頼し、平成30年7月31日、同年8月1日、同年9月11日及び同年同月13日に調査を実施し、提出された資料の原本の確認をしている。

また、生野区は、平成30年9月11日にG町会に対して、G町会の平成29年度決算書における防犯灯電気代の取扱いについて調査を実施し、提出された資料の原本の確認をしている。

ア 確認した書類

(ア) A協議会から提出を受けたもの

- ・「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱について」（平成30年3月31日付けA協議会理事長から各町会長あて）
- ・防犯灯維持管理にかかる補助金の受領証明書及び電気代の受領証明書（いずれも平成30年3月31日付け）
- ・寄付金領収書（平成30年3月31日付けA協議会からC・H・I・

J・K・G・D町会あて 各町会が保有していたものをA協議会が集め、生野区に提出したもの)

- ・ A協議会会計帳簿（平成29年4月1日～平成30年3月31日）
- ・ 平成30年度A協議会総会議事録
- ・ A協議会平成29年度監査報告書
- ・ 地活協補助金説明資料（平成29年9月23日及び同年10月28日にA協議会が各町会に説明した資料）

(イ) G町会から提出を受けたもの

- ・ 「防犯灯の電気代の取扱について」（平成30年9月11日付け G町会の決算書を修正できなかった事由を記載したもの）
- ・ 平成29年度G町会会計報告書（平成30年4月18日付けで追記されたもの）

イ 提出書類により生野区が確認した事項及び生野区の判断

(ア) 生野区が確認した事項

- ① A協議会の会計帳簿について、平成30年3月31日付けで「防犯灯維持管理費」622,665円が支払金額欄に記載されていること、同年同月同日付けで「各町会からの寄付（防犯灯）」422,630円が収入金額欄に記載されていること
- ② 平成30年3月31日付けの「防犯灯維持管理にかかる補助金の受領証明書」により、G町会を含む7町会（C・H・I・J・K・G・D町会）が、防犯灯維持管理に係る補助金422,630円（G町会分の54,602円を含む。）について、それぞれ防犯灯電気代として支出した額をA協議会から受け取っていること、また、平成30年3月31日付けの「防犯灯維持管理にかかる電気代の受領証明書」により、E町会及びL町会が防犯灯電気代として支出した106,307円（E町会）、93,728円（L町会）をA協議会から受け取っていること
- ③ 平成30年3月31日付けの寄付金領収書により、G町会から、上記防犯灯維持管理に係る補助金額と同額の54,602円をA協議会が寄付金として領収したこと、同様に、C・H・I・J・K・D町会のそれぞれから、上記防犯灯維持管理に係る補助金額と同額を寄付金として領収したこと
- ④ 平成30年3月31日付けA協議会理事長から各町会長宛の「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱について」に、A協議会が防犯灯維持管理事業において防犯灯に係る電気代相当額を補助金として本市から受領していること、各町会で支払った防犯灯の電気代については、A協議会が受領した補助金から分配されること、その後、分配した補助金をA協議会に寄付してもらい、A協議会の各種事業に充当することが記載されていること

- ⑤ A協議会が平成29年9月23日及び同年10月28日に各町会に対して、地活協補助金説明資料により、補助金に係る取扱いについて、A協議会の活動に必要な経費のうち75%しか補助されないため、不足分の25%を地域負担とする方法と防犯灯維持管理費補助金を地域活動費に分担金として提供する方法があること、平成28年度のA協議会の防犯灯維持管理費に対する助成額が483,800円であるから、実行額に対する助成金が約90%になり、各町会の電気代はほとんど支払わなくてよくなること、仮に事業費を75%に縮小した場合、助成金を差し引くと地域活動は消滅することを説明していること
- ⑥ G町会への確認及び提出された資料により、A協議会からG町会へ電気代に係る補助金が支払われた後、A協議会が同額をG町会から寄付として受け取るという取扱いについて、G町会会長が納得して補助金の受け取りに関して署名したこと、G町会の平成29年度会計報告書の修正は、決算を確定させ町会内に報告済みであることから間に合わず、平成30年度決算から記載することとした旨を、平成29年度決算書の下部に平成30年4月18日付けのメモとして記載した上で、G町会の会長、会計部長及び会計監査の署名、捺印をしていること、G町会の通帳・会計帳簿にお金の受け渡しの記載がないこと
- ⑦ 平成30年9月11日付けの「防犯灯の電気代の取扱いについて」という文書により、G町会の平成29年度決算書に補助金の収入と寄付金の支出の記載がなかったのは、すでに町会内で決算報告済みであることから記載内容の修正ができなかったものであり、次年度からは記載する旨を平成30年4月18日付けで書き留め、町会長、会計部長及び会計監査が確認し、G町会の事務局で保管していたこと

(イ) 生野区の判断

上記①から④の確認により、生野区は、A協議会が防犯灯維持管理に充当しているG町会分の補助金54,602円を含む補助金総額422,630円は適正に執行されていることが確認できたと判断している。

ウ その他生野区が確認した事項

生野区は、A協議会から防犯灯維持管理事業に係る領収書として提出された「電気料金領収済のお知らせ」に記載されたお客さま名は、電力会社が印字し、各町会へ送付していることを電力会社に確認している。

4 関係人調査

平成30年9月12日に行政委員会事務局職員がA協議会から説明を受けた内容や確認した内容の要旨は、次のとおりである。この調査の場には、

生野区も同席し、同内容を確認している。

(1) 補助金の流れ

A協議会は、本市から交付された補助金1,458,600円を平成29年5月10日に預金口座で受領していた。同年6月15日に当該補助金のうち800,000円を引き出し、現金として管理するとともに、会計帳簿にてその増減を記録していた。防犯灯維持管理費についても、当該現金管理されたものから支出しているため、預金通帳に記録はないとのことであった。

A協議会理事長は、各町会に対して、毎月の会合の場で補助金に係る取扱いを説明していることから、各町会は理解しているものと考えており、平成30年8月18日に開催された平成30年度A協議会総会においても、当該取扱いについて改めて説明し、各町会長から了解を得ているとのことであった。

A協議会理事長の説明によると、平成30年3月31日に、各町会長が集合した場で防犯灯維持管理に係る電気代622,665円について、各町会が支出した額をそれぞれ各町会長に現金で渡し、受領書に署名、捺印してもらい（C・H・I・J・K・G・D町会、E町会、L町会）、同日に現金で寄付金422,630円を受け取った（C・H・I・J・K・G・D町会）とのことである。

5 判断

(1) 請求人が主張する点について

以上のような事実関係の確認、監査対象区の説明、監査対象区に対する調査及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めるときは、地活協に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され（交付要綱第10条参照）、本市がA協議会に交付した補助金につき、A協議会が本市に提出した実績報告書どおり補助対象となる事業に充当されていない場合で、A協議会が補助対象事業に当該補助金を充当していないことを知り、又は充当していないことが合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、当該補助金に係る返還請求権の行使について、不行使を正当化する特段の事情もなく本市職員等が何らの対応もとらないときは、違法となるというべきである。

請求人は、A協議会が本市から交付を受けた補助金の防犯灯維持管理費422,630円のうち、G町会分54,602円については、G町会の会計報告書に何らの記載もないので、A協議会からG町会への還元はなく、A協議会は当該補助金を不当に利得しているが、市長が返還請求権を行使しないなど何らの対応もとらないことは、違法に財産（債権）の管理を怠

る事実当たると主張している。

今回の監査で事実関係を確認したところ、請求人は、A協議会が受領した補助金のうち、G町会の防犯灯電気代に相当する補助金額がG町会に分配されていないと主張する。しかしながら、G町会がA協議会から電気代相当額の補助金を受領したとする受領証明書やA協議会が各町会へ電気代について支出したことが記載されたA協議会の会計帳簿が存在し、当該受領証明書は偽造等によるものでもなく、G町会も受領したという点を否定する事実もない。よって、A協議会からG町会に防犯灯電気代に相当する補助金額54,602円が支払われていないとはいえない。

また、請求人が、G町会の会計報告書にA協議会からの当該電気代に係る補助金相当額が収入として記載されていないと主張する点については、G町会においても、平成29年度決算を確定させ町会内に報告済みであることから会計報告書の修正は間に合わず、平成30年度決算から適正に記載することとした旨を平成29年度決算書の下部に平成30年4月18日付けのメモとして記載した上で、G町会の会長、会計部長及び会計監査の署名、捺印をしている。よって、G町会の当初の会計報告書にA協議会から分配された補助金相当額が収入として表示されていなかった事実をもって、G町会がA協議会から防犯灯電気代に相当する補助金額54,602円を受領していなかったということもできない。

請求人主張の事実からは、A協議会において支出したとするG町会の防犯灯電気代に関して、対象となる補助金の分配がなされていなかったとは認められない。

よって、A協議会からG町会に防犯灯電気代に係る補助金相当額の分配がないとして、A協議会が本市から受領した補助金を不当に利得しているにもかかわらず、本市職員等が不当利得返還請求権の行使を行わないことが、本市職員等の違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実当たるとする請求人の主張は理由がないと言わざるを得ない。

(2) 請求人が主張していない点について

昭和62年2月20日最高裁判例では、監査委員は、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではないと判示されていることから、本件監査請求において、請求人が主張するところではないが、交付要綱第2条第1項及び第2項の趣旨に鑑み、当該補助金を実質的にA協議会の防犯灯維持管理事業として充当されているのかという観点から監査を実施した。

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求について、上述のとおり請求人が主張していない点について監査を実施したが、審議の結果、合議が調わなかったことから、監査及び勧告についての決定には至らなかった。

なお、参考までに監査委員の見解を以下に記載する。

ア 違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする見解**(ア) 確認した事実**

生野区は、平成30年7月31日、同年8月1日、同年9月11日及び同年同月13日に確認した内容並びに同年9月12日に行政委員会事務局職員が関係人調査を実施した際に同席することにより、以下の内容を確認している。

- ・平成30年3月31日付けの「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱いについて」により、A協議会理事長が各町会長に平成29年度の本市からの補助金の取扱いを周知していること
- ・A協議会が本市から受領した補助金のうち800,000円を現金で管理し、平成30年3月31日に各町会の防犯灯電気代に相当する補助金額422,630円をA協議会理事長が各町会長（G町会を含む。）に現金で分配し、同日に同額をA協議会理事長が各町会から寄付として受領し、当該寄付金をA協議会では各種事業に充当していること

(イ) 見解

上記（ア）に記載したとおり、A協議会は、G町会を含む各町会に対して、平成29年度の本市からの補助金の取扱いの周知、各町会の防犯灯の電気代相当額の補助金の分配、さらにはG町会を含む各町会からの上記各町会の防犯灯の電気代相当額を寄付金として受領したとしている。しかしながら、かかる各町会の防犯灯電気代相当額の補助金の支払い等は全て防犯灯電気代相当額として同額であり、さらには平成30年3月31日の同日に行われたものである。また、かかるやりとりについての動機に鑑みれば、A協議会によるG町会に対する「補助金の分配」行為とG町会からA協議会に対する補助金相当額の「寄付」行為は、補助金の対象外となる活動費用の捻出という目的のために一連の手段の一つとしてなされたものにすぎず、一体の行為と評価せざるを得ない。そして、補助の対象となる市民活動の分野、経費を限定している交付要綱第2条第1項及び第2項の趣旨に照らすと、このような一連の行為のもとにおいては、A協議会が防犯灯維持管理に充当したとする補助金は、当該「補助金の分配」行為をもって補助の対象として交付要綱に規定されている防犯・防災に関する活動及び光熱水費に使用したとは認められない。また、各町会からA協議会に対する領収書は存在するものの、各町会の当該受領金員につきA協議会への同額の寄付がすでに予定されていたのであり、支払済みであった防犯灯の電気代相当額に各町会が充当できるものであったとは評価できない以上、金員の交付があったとは評価できない。これらのことから、A協議会が本市から受領した補助金のうち防犯灯維持管理に充当したとする422,630円（G

町会相当分54,602円を含む。)について、A協議会の防犯灯維持管理事業への充当がなされたとはいえない。

平成30年3月31日付けの「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱について」及び同年9月11日付けの「防犯灯の電気代の取扱について」という文書によれば、上記のような同額の「寄付」を前提とする「分配」行為は、A協議会と各町会における補助金の取扱いとして、本市から受領した防犯灯維持管理に相当する補助金422,630円を各町会の負担としたまま、各町会から提出を受けた防犯灯電気代の領収書を本市に提出し、受領した補助金を寄付金に差し替えることによって、交付要綱の規定上補助対象とならない25%部分の財源に充当することをその動機とするものと認められる。A協議会では、当該寄付金を各種事業に充当しているが、各種事業への具体的な充当状況は会計帳簿上明確ではなく、それ以外に具体的な充当状況をうかがわせるものもないことから、当該寄付金はA協議会の事業費総額に対し不足する額を補填する資金として使用されていると判断せざるを得ない。

交付要綱においては、補助金につきその補助対象外への使用を禁止していることは明らかである。A協議会は、当該補助金を他の用途に使用するためにG町会を含む各町会と意思を通じて交付要綱の規定を潜脱し補助金を受領したものと評価せざるを得ない。よって、本件請求の対象となっているG町会の防犯灯電気代に相当する補助金については、A協議会の実績報告書に記載しているとおりA協議会の防犯灯維持管理事業に充当されたとはいえない。

以上から、A協議会が受領したG町会の防犯灯電気代相当額に係る補助金54,602円につき、本市に返還請求権が発生しているといえる。

生野区は、A協議会が防犯灯維持管理に係る支出をしたことを示す各町会の電気代の領収書及び本市からの補助金を各町会が受け取っていることを証する受領証明書を確認していることから、A協議会が防犯灯維持管理事業に充当しているとする補助金は適正に執行されているとして、返還請求権の行使に係る手続を行っていない。しかしながら、本市が交付した補助金が補助金の対象事業等に使用されたとはいえず、実質的に他の用途に使用していることが確認できたにもかかわらず、当該補助金に係る返還請求権の行使について不行使を正当化する特段の事情がなく何らの手続を行っていないと言わざるを得ない。よって、本件請求の対象となっているG町会の防犯灯電気代に相当する本市からA協議会に対する補助金の返還請求権につき、本市職員に違法に

財産（債権）の管理を怠る事実がある。

イ 違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまではいえないとする見解

（ア） 確認した事実

本件請求に関し、確認した事実は、「ア 違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする見解（ア）確認した事実」と同様である。

（イ） 見解

本件請求の対象となっている補助金における本市職員による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無については、当該補助金に係る返還請求権の存在が前提となることは言うまでもない。

今回の監査において、A協議会が本市から受領した補助金のうち防犯灯維持管理に充当したとする422,630円（G町会相当分54,602円を含む。）については、補助金の分配、寄付金の受領に関し、それぞれ領収書が存在していることが確認できた。これらすべての日付が平成30年3月31日となっているが、G町会の防犯灯電気代に相当する補助金が実質的な補助となっているか否かの判断においては、G町会がA協議会から補助金を受領する行為とG町会が同額をA協議会に寄付する行為が、それぞれ独立した行為として、あらかじめG町会において合意形成が図られているのか否かということを確認する必要がある。仮に、G町会において合意を得た寄付金であれば、その用途に制限はなく、A協議会が他の用途に使用している点も違法とはいえない。

この点、本件請求に関し、生野区が確認した事項に記載（9頁⑥、⑦）のとおり、G町会の平成29年度会計報告書の修正が間に合わず、補助金、寄付金の記載がないままとなっていたことから、本件補助金に係る各町会への分配並びに各町会からの寄付という取扱いについて、G町会において合意形成が図られたのか否かについて判然としない。

これは、A協議会理事長と各町会の代表者のみで合意している可能性を否定できないものであることから、G町会における合意形成についても確認すべく、G町会に対して関係人調査に応じてもらうよう協力を依頼したが、応じてもらえなかった。

よって、A協議会が本市から受領したG町会の防犯灯電気代に相当する額54,602円については、実質的にA協議会の防犯灯維持管理事業として充当していないと直ちに断定することはできない。

そうすると、A協議会が、交付要綱に反し、本市から受領したG町会の防犯灯電気代補助金を他の用途に使用したとまではいえ

ず、当該補助金に係る返還請求権が発生しているとはいえない。

これらのことから、本件請求の対象となっている補助金における本市職員による違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるとまではいえない。

(3) 意見

上述のとおり、今回の監査請求においては、請求人が主張していない点についても監査を行ったところであるが、合議が調わず監査及び勧告についての決定には至らなかったが、本件監査請求の対象となった地域活動協議会補助金の充当につき、改善すべき点について意見を申し添える。

交付要綱第2条第1項及び第2項において補助の対象となる市民活動の分野、経費が限定され、同第9条において補助金の他の用途への使用が禁止されていることから、補助金の充当状況に疑義が生じぬよう、生野区は、補助金と寄付金の取扱いも含め、地活協における補助金の充当状況の透明化を図るよう指導的な役割を果たされたい。

【参考（法令等（抜粋））】

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載し収支決算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならない。ただし、補助金等の内容に応じて市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

(1) 補助事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 補助事業等の名称

(3) 補助金等の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号

(4) 補助金等の予定金額

(5) その他市長が必要と認める事項

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(以下略)

3 生野区地域活動協議会補助金交付要綱

(補助の対象)

第2条 活動費補助金における区長が指定する補助の対象となる市民活動の分野（以下、「活動指定分野」という。）は、別表1のとおりとする。

2 活動費補助金における補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

3 活動費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、無報酬で活動に従事する者の労力を考慮する観点から、前項に定める経費の額に100分の50を乗じて得た額を加算し、これに100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

4 運営費補助金における補助の対象となる事業は別表3のとおりとする。

5 運営費補助金における補助の対象となる経費は別表4のとおりとする。

6 運営費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、活動費補助金の交付額に25%を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とするが、活動費補助金の交付額の25%に相当する額が、50万円に満たない場合は当該額（活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額）以内の額とする。

7 前6項の規定に関わらず、本市の補助金を受けている事業は、補助の対象としない。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、生野区地域活動協議会補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、生野区地域活動協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、生野区地域活動協議会補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内（ただし、標準処理期間の最終日が、当該申請にかかる予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求

を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、生野区地域活動協議会補助金実績報告書（様式第11号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 決算書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助事業の実績・効果が検証できるもの
- (5) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生野区地域活動協議会補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、生野区地域活動協議会補助金精算書（様式第13号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあつては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入をしなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不適切な会計処理を行ったとき
- (2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき
- (3) 基準に関する要綱第4条第1項の区長の認定を取り消されたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して生野区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第3条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

別表1（第2条第1項関係） 区長が指定する活動分野

ア 防犯・防災に関する活動
イ 子ども・青少年に関する活動
ウ 福祉に関する活動
エ 健康に関する活動
オ 環境に関する活動
カ 文化・スポーツに関する活動

地域活動協議会一覧

地域活動協議会名	指定する活動分野 (上記項目から選択)
北鶴橋まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
鶴橋ふれあい協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
御幸森まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
勝山地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ

東桃谷地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
舍利寺まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
西生野まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
生野地区運営委員会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
田島まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
生野南ふれあい協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
林寺まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
中川地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東中川地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
小路地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東小路まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
北巽まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽東まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽南まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ

別表2（第2条第2項関係）活動費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報償費	・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回20,000円までとする。
旅費交通費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	・文房具等事務用品、啓発にかかる配布物品、景品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等。ただし、景品については、社会通念上高額でない範囲とする。 ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、50,000円までとする。） ・事業実施に必要な最小限の食材費、材料費等
食糧費	・事業又は事業に直接関係のある会議用、接待用の茶菓・食事代ただし、茶菓子代は1人1回あたり200円までとし、食事代は1人1回あたり700円までとする。アルコール類は補助対象から除く。食事の提供については、長時間の活動の場合のみ
印刷製本費	・パンフレット等の印刷経費等
光熱水費	・事業に直接関係のある部分
備品修繕料	・備品等の修繕費用等

通信運搬費	・郵便料
保険料	・各種保険料
手数料	・手数料等
委託料	・事業実施に伴う委託料。(事業全部の委託に係る経費は対象外)
使用料及び賃借料	・事業実施に伴う会場借り上げ経費等
備品購入費	・複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められること。(50,000円以上)
図書購入費	・書籍(雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円を超える図書等購入経費等)
会費	・事業実施に必要な講習会等の参加費
その他	・その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費。

(第2条第2項関係) 対象とならない経費

経費区分	内容等
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分。 ・食事代のうち、1人1回あたり700円を超える部分。 ・アルコール類
消耗品費	・啓発を伴わない配布物品

別表3 (第2条第4項関係)

各種会議の運営事務	・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務(ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。)
活動の実質的な実施主体間の調整事務	・地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整 ・他地域の地域活動協議会との連絡調整 ・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整
地域住民による点検、評価の機会の提供及び意見等集約	・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付 ・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示
その他庶務	・事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務

- ・各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理
- ・地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること）
- ・地域住民が集まる場（集会所、憩の家等）の管理
- ・その他庶務的事務（予算書、決算書などの書類作成その他）

別表4（第2条第5項関係）運営費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報酬	・事務員への報酬のうち、1人1時間あたり大阪府最低賃金以内の経費。（雇用、有償ボランティア等形態は問わない）
報償費	・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回20,000円までとする。
旅費交通費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等。 ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、50,000円までとする。） ・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）
食糧費	・会議用、接待用の茶菓 ただし、1人1回あたり200円までとし、アルコール類は補助対象から除く。
印刷製本費	・会議用文書、地域内新聞等の印刷経費等
光熱水費	・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
備品修繕料	・備品等の修繕費用等
通信運搬費	・郵便料、電話代、プロバイダ経費
手数料	・不動産登記手数料等（手数料）
委託料	・委託料
使用料及び賃借料	・事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費
備品購入費	・電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンタ、プロジ

	ェクタ、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等。(50,000円以上)
図書購入費	・書籍（雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円以上の図書）等購入経費等
会費	・講習会等の参加会費
(第2条第5項関係) 対象とならない経費	
経費区分	内容等
報酬	・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・1人1時間あたり大阪府最低賃金/人・時間を超える部分の報酬
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分及び食事代 ・アルコール類

(行政委員会事務局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第77号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

大阪市長 吉村洋文

1 契約担当

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

大阪市立弘済院 管理課(計理) 電話06-6871-8003

2 入札に付すべき事項

売払物品	全身用X線コンピュータ断層撮影装置 1台
------	----------------------

3 下見の日時及び場所

下見の日時	下見の場所
平成30年10月30日(火) 午後5時～午後5時20分	大阪府吹田市古江台6丁目2番1号 大阪市立弘済院附属病院1F

※ 事前に下見を実施するので、下見希望者は参加すること。

4 入札参加資格

(1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループ

に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成30年10月31日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

5 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

平成30年10月5日（金）から平成30年10月31日（水）まで

※ 本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）の間

(2) 受付場所

大阪府吹田市古江台6丁目2番1号 大阪市立弘済院 管理課事務室

(3) 資格審査

以下の書類を提出すること

(ア) 一般競争入札参加申請書

(イ) 平成30・31年度「物品売払入札参加承認証（写し）」

6 入札書の交付

前記5に定める受付を行い、入札参加資格を有していることを確認できた者に対して入札書「物品買受申込書」を交付する。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成30年10月31日（水）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）の間、上記5(2)受付場所において無償により交付する。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上を入札日翌開庁日までに納付すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18条）第37条第1項に該当する場合は、免除とする。

10 売買代金納付期限

平成30年11月9日（金）

11 入札執行日時及び場所

平成30年11月2日（金） 午前10時30分

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

大阪市立弘済院 寿楽館

12 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分

を含むものとする。

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が平成30年11月5日（月）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成30年11月5日（月）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は次順位の者を落札候補者とし、同様の手続きを経ることとする。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (2) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（大阪市立弘済院管理課）

大阪市公報第5886号（平成30年9月21日発行分）正誤表

ページ	行	誤	正
58	37行目	広告	公告